

(別表5) 構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針(平成16年2月20日構造改革特区推進本部決定)における別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第4次提案追加分)

注) 市町村には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
306	英語での情報開示及び書類の提出の容認	証券取引法第5条、第24条等	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう金融審議会において検討を行い、措置する(金融ウ)	平成16年度中	金融庁
307	グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略	投資信託及び投資法人に関する法律第58条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第2条、第98条	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出及び英語によるディスクロージャーを可能とするよう投資家保護上の問題に配慮しつつ、金融審議会における検討結果を踏まえ措置する。(金融ウ)	平成16年度中	金融庁
308	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	映画等の製作に係る資金調達円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち3年以上の業務経験を緩和する。	平成16年3月措置済	金融庁 経済産業省
309	銀行代理店業務を法人へ委任する際の出資規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号	銀行代理店に対する規制については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等を踏まえつつ100%出資規制の緩和について検討の上、措置する。(金融ア)	平成16年度中	金融庁

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
429	外国籍機の不定期便における航空事業用の通信の可能化	電波法施行規則第37条	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う（ITオ）	平成16年度中	総務省
430	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による有効利用		土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じる。（住宅工）	平成16年度の早期	総務省
431	地方公共団体の議会の定例会回数制限の廃止	地方自治法第102条第2項	地方公共団体の議会の定例会の回数について、毎年4回以内で条例で定める回数としているものを、毎年条例で定める回数とする。	平成16年3月措置済	総務省
514	土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記の取扱いの明確化	不動産登記法第49条第10号、第81条ノ2、不動産登記事務取扱手続準則第123条	土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地の分筆登記について、当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面（実測図）を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図を添付したときは、当該分筆登記申請を受理するものとする。	平成16年3月措置済	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
602	愛知万博見学者の査証手数料の免除	外務省設置法	愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。(法務ウ b)	平成16年度中	外務省
603	インド人 IT技術者等の数次査証手続きの簡素化	外務省設置法	インド人 IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるために申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。(法務ウ b ITオ)	平成16年度中	外務省
604	アジア日系企業ビジネスマン等の数次査証手続きの簡素化	外務省設置法	マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。(法務ウ c)	平成16年度中	外務省
822	高等学校通信教育規程の弾力化	高等学校通信教育規程	高等学校通信教育規程を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、通信制課程の設備、編制その他の基準を弾力化する。	平成16年 3月 措置済	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
823	専修学校の校舎面積基準の弾力化	専修学校設置基準第24条	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。(教育ウ)	平成16年度中	文部科学省
824	学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化	文部科学省 学校給食衛生管理の基準」(平成9年4月1日制定、平成15年3月31日一部改訂)の -1-工、 -4-工	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導入することが可能であることを明確化する。(教育イ)	平成16年度中	文部科学省
825	職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化	学校保健法施行規則第9条	職員の健康診断については、6月30日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。(教育イ)	平成16年度中	文部科学省
957	3級技能検定の受検要件の緩和	職業能力開発促進法施行規則第64条の4	現行は工業高校等の卒業見込み者に限っている3級技能検定の受検資格について、検定職種に関する工業高校等で教育訓練中の全ての者に付与する。	平成16年4月1日措置	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
958	病院における専門性の高い検体検査の受託の容認	医療法第21条第1項 医療法施行規則第20条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3 の解釈	病院における専門性の高い検体検査業務の受託について、営利を目的としないこと、病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、という要件を満たす場合には、業として行うことを可能とする。	平成16年 3月 措置済	厚生労働省
959	人員及び設備要件を緩和した単独型身体障害者短期入所事業の容認	民間事業者による日帰り介護（デイサービス）事業指針及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針について（平成9年12月17日障障第183号 老振第139号）	単独型身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	平成16年 4月 1日 措置	厚生労働省
960	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の容認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成14年12月26日障発第1226002号）第5章第1節（3）	事業者が保護者と緊密な連携を取り、利用者へのきめ細かな配慮が行われる等利用者に対する適切なサービスの提供が行われる場合には、介護保険法上の基準該当短期入所生活事業所について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法上の指定短期入所事業所としての指定を可能とする。	平成16年 4月 1日 措置	厚生労働省
961	保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条 児童福祉法	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。（福祉イ）	第159回国会に法案を提出済（平成17年4月1日施行予定）	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
962	要介護認定の更新認定に係る有効期間の拡大	介護保険法施行規則第41条第2項、第55条第2項	更新の場合の認定の有効期間を原則6ヶ月から原則12ヶ月に拡大し、さらに、重度の要介護状態などの場合は、その上限を12ヶ月から最大24ヶ月までとすることができるようにする。	平成16年 4月 1日 措置	厚生労働省
1008	発酵促進のために尿素等を使用した旨を表示した家畜ふん堆肥の生産・販売の容認	肥料取締法第22条の2 特殊肥料の品質表示基準	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示ができるよう基準を緩和する。(農水ア)	平成16年度	農林水産省
1127	商品ファンダ法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。	平成16年 3月 措置済	金融庁 経済産業省
1128	水素利用技術にかかる研究施設の変更に伴う手続の簡素化	冷凍保安規則第17条第1項、第69条 液化石油ガス保安規則第16条第1項、第97条 一般高圧ガス保安規則第15条第1項、第99条 コンビナート保安規則第14条第1項、第54条	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件(例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。)を設けた上で手続について検討し簡素化する。(危険ア)	平成16年度中	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1129	高圧ガス製造のための施設等の変更に伴う手続の簡素化	冷凍保安規則第17条第1項、第69条 液化石油ガス保安規則第16条第1項、第97条 一般高圧ガス保安規則第15条第1項、第99条 コンビナート保安規則第14条第1項、第54条	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう 試験研究の実態を踏まえて、一定の条件 (例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。)を設けた上で手続について検討し簡素化する。(危険イ)	平成16年度中	経済産業省
1235	地域地区に関する都市計画の決定、変更に係る要請制度の創設	都市計画法第15条 都市計画法施行令第9条	都市再生特別措置法において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設ける。(住宅工)	平成16年度中	国土交通省
1236	屋外広告物条例を制定できる自治体の範囲の拡大	屋外広告物法第13条	景観行政を行う市町村が屋外広告物条例を制定できるよう措置する。(住宅工)	平成16年度中	国土交通省
1237	道路上の自転車駐車場設置の容認	道路法施行令 第34条の3	道路上の自転車駐車場を道路の附属物として位置付ける。(住宅工)	平成16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1238	乗合タクシーの許可等の基準の運用の見直し	一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて(平成13年9月27日付国自旅第87号)	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。(運輸ア23)	平成16年度中	国土交通省
1239	レンタカーに係る有償貸渡許可の事業者ごとの申請の容認	道路運送法施行規則第52条 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。(運輸ア24)	平成16年度中	国土交通省
1240	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の範囲の見直し	水先法第13条 水先法施行令第3条	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の範囲の見直しについて、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」を踏まえて、検討し実施する。(運輸イ)	平成16年度中	国土交通省
1241	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可申請期間の短縮	航空法施行規則第230条の2	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。(運輸ウ)	平成16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1242	外国籍ビジネス航空機の有償 運送許可に係る許可申請期間 の短縮	航空法施行規則第234条の 2	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る 申請書提出期限について、現行「10日前まで」 であるものを「3日前まで」とする省令改正を実 施する。（運輸ウ）	平成16年度中	国土交通省